

経営論集

Vol. 7, No. 5, March 2021, pp. 1-12 ISSN 2189-2490

日本における KAM の導入と監査報告の新たな可能性

首 藤 洋 志

概要

2018年7月、企業会計審議会は監査報告書に「監査上の主要な検討事項」(Key Audit Matters: KAM)の記載を求めるべく監査基準を改訂した。監査報告書への KAM の導入は、監査報告にパラダイムシフトをもたらす可能性があるといわれる。

本稿では、2021年3月決算に係る財務諸表の監査から強制適用されるKAMについて、次の3点の達成を目的とする。第1に、KAM導入の背景を確認したうえで、KAMの意義や期待される効果、及びKAMの決定プロセスと監査報告書への記載内容について整理する。第2に、日本公認会計士協会が日本企業を対象として行ったKAM試行の結果を概観する作業を通じて、今後解決もしくは更なる検討が必要になる課題を指摘する。第3に、KAM導入に伴い、監査報告(書)の情報価値を高めるために必要な事柄について、先行研究の整理を通じて明らかにする。

キーワード:監査上の主要な検討事項 (KAM)、監査報告書、情報価値

(投稿日 2021年1月15日)

文教大学経営学部

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100 Tel 0467-53-2111(代表) Fax 0467-54-3734 http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/

日本における KAM の導入と監査報告の新たな可能性

首藤洋志*

1. はじめに

2018年7月、企業会計審議会は「監査基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会,2018。以下、「改訂監査基準」という。)を公表した。これは、監査プロセスの透明性を向上させる観点から、監査報告書において「監査上の主要な検討事項」(Key Audit Matters: KAM)の記載を求めるべく監査基準の改訂を行うものであった(企業会計審議会,2018,1頁)。さらに、日本公認会計士協会(The Japanese Institute of Certified Public Accountants: JICPA)は、「改訂監査基準」に対応すべく、2019年2月に、監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」(JICPA,2019)を公表し、関連する監査基準委員会報告書等の改訂を行った。

KAM は、国際会計士連盟(International Federation of Accountants: IFAC)の国際監査・保証基準審議会(International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB)が、2015年1月に公表した国際監査基準(International Standards on Auditing: ISA)701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」(IAASB, 2015。以下、「ISA701」という。)において新たに導入された概念である。また、KAM は、当年度の

財務諸表監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断し、監査役等とコミュニケーションをとった事項から選択される事項と定義される(IAASB, 2015, par.8; 企業会計審議会, 2018, 七1; JICPA, 2019, 7項)¹⁾。

日本において、KAM は、2021年3月決算に 係る財務諸表の監査から強制適用されることに なる。KAM の強制適用に向けて、監査実務に おける議論が盛り上がる中、本稿においては現 行の標準化された監査報告書に KAM を導入す るに際して論点となる事項、すなわち、次の3 点を整理することを目的としたい。第1に、 KAM 導入の背景を確認したうえで、KAM の 意義や期待される効果、及び KAM の決定プロ セスと監査報告書への記載内容について整理す る。第2に、IICPAが日本企業を対象として 行った KAM 試行の結果を概観する作業を通じ て、今後解決もしくは更なる検討が必要になる 課題を指摘する。最後に、KAM の導入に伴い、 財務報告との関わりの中、監査報告書の情報価 値がどのように向上するのか、そして、監査報 告の情報価値を高めるには今後どのような事柄 が必要になるのかについて、1978年の「コーエ ン 委 員 会 報 告 書 」 (The Commission on Auditor's Responsibilities: CAR. 1978: 訳書. 1990) や KAM に関する先行研究の整理を通じ て明らかにしたい。

以下、次の順に検討を進める。第2節では、 KAM 導入の背景及び KAM の概要について言 及する。第3節では、JICPA により行われた

^{*} 文教大学経営学部

[■] shuto@bunkyo.ac.jp

KAM 試行の結果を概観し、KAM 導入に関する今後の課題を整理する。第4節では、先行研究を整理する作業を通じて、監査報告における KAM のもたらす情報価値を明らかにする。最後に第5節では、以上の議論を総括する。

2. KAM 導入の背景及び KAM の 概要

2.1 KAM 導入の背景

19世紀中ごろから今日までの財務諸表監査の発展過程において、監査報告書の様式や記載文言は常に見直され、改善されてきた(鳥羽他, 2015, 302頁; Church et al., 2008参照)。しかし、21世紀以降、IAASB、(米国) 公開会社会計監視委員会、及び(英国) 財務報告評議会をはじめとする国際的な監査基準設定主体は、財務諸表利用者の視点によりフォーカスした監査報告書の改善(すなわち、KAMの導入)に向けた積極的な取り組みを展開してきた(IAASB, 2013; 深井, 2014, 179-180頁)。

KAM が導入される以前の監査報告書は²⁾、財務諸表利用者に対して、合格か不合格かを簡潔に伝達するのみであるため、情報価値が低く、不十分であることが以前から指摘されてきた(CAR,1978, Section 7; 訳書,1990, Church et al.,2008, pp.69-70; IAASB,2013, p.6; 深井,2018,54頁)。このような監査報告書の拡充に向けた国際的な議論は、主に2008年の世界金融危機後に生じた、財務報告制度への信頼の揺らぎに端を発している(Carson et al., 2013; 深井,2014,179頁; 町田,2020,251頁)。他方、日本における監査報告書の拡充に向けた議論は、2015年にIAASBが「ISA701|を設定したこと、

米国における監査基準の改訂 (監査上の重要な 事項 (Critical Audit Matters: CAM) の導入) に加えて (弥永, 2018, 37頁)、2015年に発覚し た東芝事件などを契機として開始されることと なった (町田, 2019, 16頁)³⁾。

しかし、日本におけるより直接的な KAM 導 入の背景は、金融庁の「会計監査の在り方に関 する懇談会 | が2016年3月に公表した、「会計 監査の信頼性確保のために」と題する提言書 (金融庁, 2016) において、会計監査に関する 情報の株主等への提供の充実の一環として、監 査報告書の透明化等が示されたことが関係して いる(弥永, 2018, 37頁: 蟹江, 2020, 45頁)。具 体的には、現在の日本の監査報告書は財務諸表 が適正と認められるか否かの表明以外の監査人 の見解の記載が限定的である一方、イギリスで は会計監査の透明性を高めるべく財務諸表の適 正性についての表明に加え、監査人が着目した 虚偽表示リスクなどを監査報告書に記載する制 度が導入されている旨の指摘がなされていた (金融庁, 2016, 6頁)。

その後2017年には、監査報告書において、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、監査人が着目した会計監査上のリスクなどを記載する監査報告書の透明化に向けて、KAMを導入することの意義が確認された。つまり、KAMの導入は、①監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深めること、②企業と財務諸表利用者の対話の充実を促すこと、③企業と監査人のコミュニケーションのさらなる充実、ひいては監査品質の向上につながること、という意義をもたらす(金融庁、2017、1頁)。

2.2 KAM の意義と期待される効果

KAMの記載は、「監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることにその意義があり」(企業会計審議会,2018,1頁)、次のような効果が期待される(1-2頁)。

- ・財務諸表利用者に対して監査のプロセスに関する情報が、監査の品質を評価する新たな検討材料として提供されることで、監査の信頼性向上に資すること
- ・財務諸表利用者の監査や財務諸表に対する理 解が深まるとともに、経営者との対話が促進 されること
- ・監査人と監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会(以下、「監査役等」という。)の間のコミュニケーションや、監査人と経営者の間の議論を更に充実させることを通じ、コーポレート・ガバナンスの強化や、監査の過程で識別した様々なリスクに関する認識が共有されることによる効果的な監査の実施につながること

上述した KAM の意義を前提とすれば、KAM に期待される効果は次の2点に要約できると思われる。第1に、KAM の記載によって、財務諸表利用者の意思決定が直接改善される効果が考えられる。KAM は、「監査役等」とのコミュニケーションを行った事項のうち監査人が特に重要であると判断した事項であり、個々の監査ごとに異なる固有のものである。つまり、KAM には財務諸表に記載されている事項もあれば、財務諸表に記載のない事項もあるが、財務諸表の記載を監査人の視点から捉え直したうえで、監査人独自の洞察を表現するプロセスを通して、「監査役等」とのコミュニケーション

の一端が垣間見えるなど、監査プロセスの透明 性が向上するため、財務諸表利用者に新たな情 報価値を提供するものとなりうる (Prasad and Chand, 2017, p.350; 深井, 2018, 56頁; 蟹江, 2020, 44,46頁)。

第2に、監査の透明化による財務諸表の質の 向上及び監査に対する信頼性向上の効果が期待 される。「従来の監査報告書では、監査人がど のような判断過程を経て意見形成に至ったかは ブラックボックスとされてきた」(深井, 2018. 58頁)。しかし、KAM の導入により、ブラッ クボックスの中身が明らかになるため、財務諸 表利用者の監査に対する理解を深める効果や、 信頼性を高める効果がもたらされる。その結 果、財務諸表利用者の注意が自ずと KAM に集 まるため、経営者は KAM に記載されている財 務諸表の関連領域を意識し、有価証券報告書等 において自ら説明することを検討するなどし て、開示をより充実させうるため、財務諸表の 質の向上が期待されることになる(深井.2018. 58頁: 町田. 2020. 264頁)。

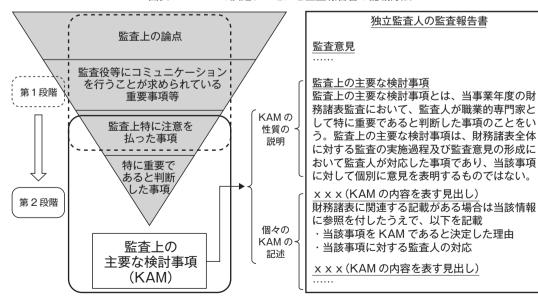
2.3 KAM の決定プロセスと監査報告書 への記載方法

「改訂監査基準」において、KAMを決定するプロセスは、次の2つの段階より構成されている。第1段階は、監査人が監査の過程で「監査役等」と協議した事項の中から、特に注意を払った事項を決定するプロセスであり、第2段階は、第1段階で決定した監査人が特に注意を払った事項の中から、当年度の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項をKAMとして絞り込むプロセスである(企業会計審議会,2018,2頁; JICPA,2019,8-9項)。

続いて、監査報告書への KAM の記載方法に ついて整理する。監査人は、監査報告書に KAMの区分を設け、関連する財務諸表におけ る開示がある場合には当該開示への参照を付し たうえで、KAM の内容、当該事項を KAM で あると決定した理由、及び監査における監査人 の対応を記載する(企業会計審議会, 2018. 2-3頁)。監査報告書に記載する KAM は、一 定の状況を除き⁴⁾、個々の KAM に適切な小見 出しを付して記述しなければならない(JICPA. 2019.10項)。監査報告書へのKAMの記載に ついて、注目に値するのが、財務諸表における 開示がある「場合には」とされている点である。 これは、財務諸表に開示されていない事項が、 KAM を诵して財務諸表利用者に伝達される場 合があることを示唆するものである(井上. 2018. 23頁)。

また、監査報告書における KAM の位置づけ についても注意を要する。上述のように、 KAM の記載は、監査報告書の情報価値を高め ることにその意義があるものの、あくまで KAM は財務諸表利用者に対し、監査人が実施 した監査の内容に関する情報を提供するもので あり、監査報告書における監査意見の位置づけ を変更するものではない。そのため、監査人に よる KAM の記載は、監査意見とは明確に区別 しなければならず(企業会計審議会, 2018, 2 頁)、KAM区分の冒頭に、①KAMは当年度 の財務諸表監査において、監査人が職業的専門 家として特に重要であると判断した事項である こと、及び②KAMは財務諸表全体に対する監 査の実施過程及び監査意見の形成において監査 人が対応した事項であり、当該事項に対して個 別に意見を表明するものではない旨を記載しな ければならない(JICPA, 2019, 10項)。

図表1は、KAMの決定プロセスと監査報告 書の記載方法を整理したものである。



図表 1 KAM の決定プロセスと監査報告書の記載方法

出典: JICPA (2017, 7頁) を加筆修正。

JICPA による KAM 試行の概要と日本における今後の課題

3.1 KAM 試行及び選定された KAM の 概要

ここでは、JICPA が2017年8月下旬から2017年10月2日の期間において、業種・規模ともにさまざまな企業26社⁵⁾を対象として実施したKAM試行の概要と、KAM試行により選定されたKAMの概要について、「監査報告書の透明化一KAM試行の取りまとめ一」(JICPA, 2017)をもとに整理する⁶⁾。JICPAによるKAM試行実施の目的は、日本におけるKAM導入に先立ち実務上の課題を抽出することにあった。なお、参加した監査法人は大手4法人及び準大手3法人、対象財務諸表は2016年12月期から2017年3月期の連結財務諸表であった(JICPA, 2017, 3頁)。

KAM 試行は、会社と監査チームそれぞれに 対する質問票(選択式+記述式)調査により行 われた。会社に対する質問内容は、「KAM の 導入により想定される変化」、「KAMの協議に関する時間」及び「その他(趣旨を達成するための課題や準備期間等)」であり、監査チームに対する質問内容は、「選定した KAM」、「KAMの選定及びドラフト策定の状況」、「会社とのコミュニケーションに及ぼす影響」、「KAMに要する時間」及び「その他(趣旨を達成するための課題や準備期間等)」であった(JICPA、2017、3-4頁)。また、KAMの選定時及びドラフト作成時において監査人がコミュニケーションを行った相手は、ともに経理部長、常勤監査役、及びCFOがトップ3という結果であった(IICPA、2017、5頁)。

続いて、KAM 試行において実際に選定された KAM の概要について整理する。選定された KAM の総数は68個であり、1社あたり平均 2.61個の KAM が選定されたことになる (JICPA, 2017, 8頁)。また、選定された KAM の領域別分布は図表2の通りであるが、特筆すべきは、複数企業において選定された KAM が、会計上の見積り、もしくは会計の心臓ともいえる重要な手続である収益認識 (Penman, 2016, p.2) に関連しているという

図表 2 選定された KAM の領域別分布⁷⁾

領域	個数
資産(のれん以外の固定資産)の減損	18
企業結合に関する会計処理、のれんの計上及び評価	17
引当金・資産除去債務・偶発債務	14
収益認識(工事進行基準、変動対価の見積り、期間帰属、過大計上リスク)	9
資産の評価(公正価値測定を含む)	8
税金計算(繰延税金資産の回収可能性を含む)	4
専門的で複雑な計算を伴う準備金(会計上の見積り)	3
連結範囲	1
財務報告に関連する IT 情報システム	1

出典: JICPA (2017, 9頁)。

ことである。これは、「昨今の会計基準(財務報告のコンバージェンス)の進展から、一層、経営者の判断により見積金額が変動する性質(見積りの不確実性)が大きいものが登場」(住田、2018、33頁。括弧内一筆者)してきていることに起因すると思われる。

3.2 KAM 導入により想定される変化及 び影響

続いて、KAM 試行により明らかにされた、 KAM 導入により想定される変化及び影響について整理を行う⁸⁾。KAM 導入により想定される変化及び影響は、大きく分けて①KAMに関する協議における困難性、②KAM 選定時もしくはドラフト策定時における困難性、③重要なリスクに関する協議の深化、及び④監査時間の増加、の4点に要約される。

第1に、KAMに関する協議における困難性についてである。「監査役等」、経営者(CFO等)との協議における困難の有無に関して、困難は感じなかったとする監査人の回答がそれぞれ84.6%、73.1%であった(JICPA, 2017, 16頁)。当該結果より、多くの監査人がKAMに関する協議について困難を感じていなかったことが明らかとなった。しかし、一方で困難を感じた理由として、KAMについての理解不足から協議がすれ違ったとの意見や、監査人によるKAMの項目や記述を最低限に留めるべきという雰囲気があったとの意見がみられた(JICPA, 2017, 16頁)。

第2に、KAM選定時もしくはドラフト策定時における困難性についてである。KAM選定時もしくはドラフト策定時においては、一定数の監査人が困難性や疑問点を感じていることが明らかにされている。例えば、KAM選定時に

おいては、収益認識に関する事項を KAM として記載した場合に、KAM として記載することで財務諸表利用者に問題があるように映ってしまうのではないかという懸念が会社より示されたことや、事業環境の変化がほとんどない場合には前期とほぼ同内容となってしまう可能性があることなどが挙げられる(JICPA, 2017, 17頁)。また、ドラフト策定時においては、会社非公表の情報を KAM に記載する際における協議の困難性、財務諸表利用者にとって理解しやすく、監査手続について誤解を与えることなく表現することの困難性や、手続の記載に関する重要性の線引きが難しい点などが、監査人の回答として示されている(JICPA, 2017, 18-19頁)。

第3に、重要なリスクに関する協議の深化についてである。KAMが導入された場合、財務諸表に影響を及ぼす重要なリスクに関する協議に変化が生じると予想されるかとの質問に対して、複数回答可の全回答数52のうち、経営者、「監査役等」(もしくはその両方)と監査人との間の協議の深度が増すとの回答が46であり、多くの監査人が重要なリスクに関する協議が深化すると回答していることが明らかとなった(IICPA、2017、20頁)。

第4に、監査時間の増加についてである。 JICPA (2017) によれば、全26社の監査チーム のうち、KAM 導入により監査時間がほとんど 変わらないと回答した監査チームは0であり、 エンゲージメントの規模に応じて概ね比例的に 増加すると回答した監査チームが5、エンゲー ジメントの規模に関わらず、概ね一定時間増加 すると回答した監査チームが12、その他が9で あることが示されている(JICPA, 2017, 27 頁)。また、主なコメントとして、会社側の開 示水準やKAMに関する理解度、協力姿勢次第 経営論集 Vol.7, No.5(2021) pp.1-12

で監査時間が大きく左右されることや、初年度こそ KAM の導入により監査時間の増加が想定されるが、2年目以降の時間の増加はそれほどではないとの回答が見られた(JICPA, 2017, 27頁)。

3.3 KAM の趣旨を達成するための課題

以上において整理した、JICPA(2017)による KAM 試行に関する調査の結果、KAM の趣旨を達成するために次のような課題が残されていることが明らかとされた。

第1に、制度上の課題として、KAMの制度 趣旨(KAM は会社の弱点ではない旨)の理解 を浸透させることや、財務諸表利用者の KAM に関する理解の確立・浸透が不可欠、というこ とである (JICPA, 2017, 29頁)。第2に、監 査人の課題として、監査計画や方法の見直し、 KAM に関する十分な検討、より深度あるビジ ネスの理解、会社とのコミュニケーションの密 度の向上・早期化、及び財務諸表利用者の理解 しやすい KAM の記載やレベル感の確立などが 示されている(JICPA, 2017, 30頁)。第3に、 会社の課題として、監査人とリスク情報を共有 する文化の醸成、監査人への情報開示・共有の 早期化、経営者及び「監査役等」の KAM を含 む監査への理解向上、及び監査人との十分なコ ミュニケーションの実施が挙げられている (JICPA, 2017, 31頁)。最後に、財務諸表利用 者の課題として、KAM は監査人からの注意喚 起ではないこと等、KAM の記載に関する適切 な理解、KAMへの過度な期待の抑制、会計リ テラシーの向上、及び KAM をどのように利用 して投資意思決定を行うのかについての財務諸 表利用者自身の検討が必要となる (JICPA. 2017, 32頁)。

4. 監査報告における KAM の情 報価値

4.1 KAM のもたらす情報価値

国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: IASB)が2018年3月に改訂した「2018年財務報告のための概念フレームワーク」(IASB, 2018)においては、有用な財務情報の基礎的な質的特性として目的適合性(relevance)と忠実な表現(faithful representation)が定められている(IASB, 2018, par.2.5)。IASB(2018)によれば、「目的適合的な財務情報とは、財務諸表利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる」(par.2.6)情報である。また、完璧に忠実な表現がなされている財務情報であるためには、その描写は完全、中立的、そして誤謬がないという3つの特性を有する(IASB, 2018, par.2.13)。

井上(2014a,1頁)は、「監査の結果ないしは結論を財務諸表利用者に伝達するための情報媒体である監査報告書に関しても同様のことがいえる」と指摘する。つまり、財務諸表利用者は、監査報告書も含めた一体の(財務・非財務)情報を閲覧可能であることを考慮すれば、監査報告書におけるKAMのもたらす(財務・非財務)情報についても、財務諸表利用者の意思決定に相違を生じさせうるということである。要するに、KAMのもたらす情報価値とは、財務諸表利用者の意思決定に相違を生じさせることができるか否かにあると思われる。

4.2 KAM のもたらす情報価値に関する 先行研究

監査報告書の情報価値については、かつて 「コーエン委員会報告書 | (CAR. 1978) におい て次のように述べられている。「標準監査報告 書を利用する一つの効果は、監査報告書の記載 文言に慣れてくると、監査報告書をみても、そ れを読まなくなるということである。…中略… 監査人は自分たちの作成した監査報告書が読ま れる(すなわち、財務諸表利用者から情報価値 があるものと認識される)よう、一層の努力を 払う必要がある」(CAR, 1978, p.73: 訳書, 1990.140-141頁。括弧内―筆者)。このような 指摘に関連して、KAM が導入される以前から、 監査報告書の情報価値向上に関する財務諸表利 用者の要求は強まってきており(鳥羽他. 2015. 303頁)、KAM の導入により監査報告書 の情報価値が向上することが指摘されてきた (例えば、IAASB, 2013, p.7)。ここでは、監 査報告に KAM を導入することによって、監査 報告の情報価値がどのように向上するのかを明 らかにするために、KAM の情報価値に関連す る先行研究をとりあげ、整理を試みたい⁹⁾。

Christensen et al. (2014) は、公正価値の見積りに関する CAM のパラグラフが、米国のノンプロフェッショナル投資家の投資判断に与える影響を検証した実証研究である。Christensen et al. (2014) の研究結果によれば、CAM を記載した監査報告書を受領した投資家は、(CAM の記載がない) 標準監査報告書のみを受領した投資家に比べて投資判断を変更(投資を中断)する傾向が強いことが示されており、このことは KAM の導入により監査報告書の情報価値が向上したことを示唆している。

また、Prasad and Chand (2017) は、IAASB の公開草案 (IAASB, 2013) に対する Big 4 な どのコメント・レターの内容を吟味した研究である。Prasad and Chand (2017) によれば、回答者の約80% (回答数138通のうち110通) が監査報告書への KAM の記載を支持しており、とりわけ投資家とアナリストの支持割合は約92% (回答数12通のうち11通) にも達することから、KAM は監査報告書の情報価値を高めていると結論付けられている (pp.355-356, 359-360)。

さらに、井上(2018)は、二重責任の原則との関連性の中で、KAMのもたらす情報価値について次のように指摘している。「KAMは、財務諸表に表示または開示されている事項の繰返しでも強調でもないのである。むしろ、KAMに財務諸表項目あるいは領域に関わるリスク情報が含まれているがゆえに、監査報告書は想定利用者の意思決定に役立つ目的適合性ある情報を発信できるものと考えられる」(25-26頁)。

以上要するに、KAMの記載により、監査報告書の情報価値が高まることが明らかにされた。つまり、財務諸表利用者が、財務情報から得られる情報に加え、(適切な理解のもとで)監査報告書における KAM の情報を利用することにより、KAM は財務諸表利用者の投資意思決定にとって有用な情報となりうるということがいえよう。

4.3 日本における KAM の情報価値向上 に向けて

KAM を中心とする監査報告書の改善案、そして2015年以降基準化された「ISA701」や「改訂監査基準」は、監査報告書の改善に向けた第一歩を踏み出したに過ぎないものと思われる

(Doty, 2013)。そのため、2021年3月期決算より KAM の導入を控えた日本において、KAM の導入(に伴う監査報告書の改善)により、財務諸表利用者に対して有用な情報が提供されることになったか否かの評価は、「改訂監査基準」の実際の適用結果を待たなければならない。

日本の現状においては、上述のように、 KAM 試行の結果より明らかにされた課題が残 されている。加えて、監査人が、クライアント との関係性の悪化を恐れ、踏み込んだ KAM の 記載を躊躇することや、惰性に流されてKAM の記載が次第にマンネリ化していくことも懸念 される (深井, 2018, 60頁)。監査報告書の情 報価値を向上させることで、財務諸表利用者の 意思決定を改善することが、監査報告書で KAM を伝達することの真の目的であるという 立場をとれば(町田. 2019.18頁)、二重責任の 原則の枠内において、「財務諸表監査の過程で 監査人が得た企業情報、とりわけ経営者にとっ て好ましくない情報(かつ財務諸表利用者の意 思決定に有用な情報)を、KAM として伝達す るより前に、まず経営者に開示させることが必 要となる」(井上, 2018, 26頁。括弧内―筆者)。

KAMの導入は、監査報告にパラダイムシフトをもたらすといわれることがある(住田, 2018, 35頁; 町田, 2019, 18頁)¹⁰⁾。しかし、日本において KAM を導入するにあたっては、以上に整理したような課題が残されていることも事実である。そのため、監査報告のパラダイムシフトの過渡期において、財務及び監査報告に関わる「主要なプレーヤーそれぞれが責任を果たしているかどうかを再点検し、…中略…各利害関係者がこの新しい実務の可能性をつぶすことなく、育てていく姿勢が不可欠」(住田, 2018, 36頁)である。

「(財務諸表) 利用者志向型の監査報告書を展望するに当たっては、二重責任の原則を神聖不可侵の存在として完全に議論の対象外とするのではなく、財務諸表監査におけるその意義と役割について、監査報告書の情報提供機能と関連付けながら、改めて議論を深めていくことが重要」(井上,2014b,203頁。括弧内一筆者)である。そのためにも、KAMが財務諸表利用者にとって真に有用な情報となっているか否かについての将来的な研究継続や、KAMの情報価値を高め、維持していくための実効的な仕組み構築を模索し続けることが肝要となろう。

5. おわりに

以上を踏まえると、本稿の学術的な貢献は次 の2点に求められよう。

第1に、日本において KAM 導入が間近に 追ったいま、そもそも KAM という監査実務が 導入されることとなった背景を再確認したうえ で、KAM の意義や期待される効果、及び KAM の決定プロセスと監査報告書への記載方 法について、「改訂監査基準」等を手がかりに 整理を行った。とりわけ、JICPA(2017,7頁) の図表の一部を改め、KAM の決定プロセスと 監査報告書における記載方法を示したことに意 義があると思われる。

第2に、JICPAが日本企業を対象として行った KAM 試行の結果や、KAM のもたらす情報価値に関する先行研究を整理する作業を通じて、日本の監査実務に KAM を導入する際、及び導入以降において生じうる課題を指摘した。そのうえで、財務報告に係る主要なプレーヤーがそれぞれ責任を果たしているかを再点検し、各利害関係者が新しい監査実務の可能性を育て

る姿勢が不可欠であること、さらに KAM の情報価値を高め、維持していくための実効的な仕組み構築を模索し続けることの必要性を明らかにした。

しかし同時に、本稿において検討もしくは言及できなかった問題点が今後の課題として残されている。つまり、KAMの導入が監査コストや監査報酬に及ぼす影響については検討することができなかった。また、日本におけるKAM導入に向けた課題や当該課題の解決方法についてはおそらく異なる見解も存在すると考えられるが、本稿においては言及することができなかった。したがって、これらについては、今後、日本におけるKAMの開示実績の蓄積をみてからの検討課題になると思われる。

注

- 1) 「改訂監査基準」は、基本的には「ISA701」を 踏襲したものである。しかし、本稿では日本にお ける KAM の導入に直接的に焦点を当てるため に、KAM に関する整理について、以下では 「ISA701」ではなく「改訂監査基準」より引用を 行っている。
- 2) 監査報告書という書面による監査報告の機能に関する2つの考え方について、松本(2020)では次のように述べられている。つまり、「監査報告書を作成者である監査人側から見ればオピニオン・レポートであり、受領者である利用者側から見ればインフォメーション・レポートと理解され、両理解は立場による違いであって、補完的な理解でもないし、代替的に理解されるものでもないといえる」(18頁)。
- 3) 米国においても、2017年に、「KAM と基本的なコンセプトを等しくする」(深井, 2018, 55頁) CAM を監査報告書に記載することを求める監査 基準の改訂が行われた。なお、住田(2020)は、 CAM と KAM は、「両者を決定する際の考慮事 項、監査報告書に記載が求められている内容も含

- め、概念も、意図も、大変似通ったものとなっている」(44頁)と述べたうえで、両者の概要を比較形式で整理し(45頁)、両者の適用状況について開示事例をもとに詳細な分析を試みている。
- 4) 一定の状況には、次の2点が含まれる。第1に、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が当該事項について報告すべきでないと判断した場合である(JICPA, 2019, 13項)。第2に、監査報告書に対して除外事項付意見を表明する原因となる事項、または継続企業の前提に関する重要な不確実性について、監査人はKAM区分に記載をしてはならず、監査報告書において別途対応する必要がある(JICPA, 2019, 14項)。
- 5) 対象企業に適用される会計基準は、日本基準17 社、米国基準・国際財務報告基準9社であるが、 本稿では会計基準別のKAM試行の結果について は言及しない。
- 6) KAM 試行に関する概要は、住田(2018) において詳細に整理されている。
- 7) 1個の KAM に複数の内容を併せて記載しているものがあるため、KAM の総数より 7個多くなっている (JICPA, 2017, 9頁)。
- 8) なお、本稿では質問票調査の回答のうち、KAM の記載を直接行う監査人の回答に焦点を当てて分 析する。
- 9) 本稿では KAM のもたらす情報価値に焦点をあて議論を進めるが、KAM に関する先行研究は情報価値に関連するもの以外にも、監査報酬との関連性や財務報告の質との関連性などを含め多数存在する(佐久間,2020)。佐久間(2020)は、KAMに関連する先行研究のサーベイを行い、「KAMを主たるテーマとした実験研究が査読誌に掲載された最初の年」(303頁)である2014年1月から2019年10月までに掲載が決定した海外査読誌を対象として、実験研究やアーカイバルデータに基づく研究を調査している。さらに、佐久間(2020)は、「ISA701」が公表された2015年から2019年10

経営論集 Vol.7, No.5(2021) pp.1-12

月までを調査期間として、日本における KAM に 関する先行研究を規範的研究、諸外国の制度、事 例研究、レビュー、アンケート調査、実験研究、 インタビュー調査に区分し、整理している(308-312頁)。

10) 町田 (2020) では、KAM 導入に関する問題に ついて、「監査報告書の拡充の問題であると同時 に、監査報告書を取り巻く関係者に対して、新た な実務の局面をもたらす制度改革と捉えるべきで あろう」(270頁)と述べられている。

参考文献

- 井上善弘 (2014a)「監査報告モデル研究の視座」井 上善弘編著『監査報告書の新展開』同文舘出版、 1-13頁。
- -----(2014b)「結論―情報提供機能の拡充による利用者志向型の監査報告書へ―」井上善弘編著 『監査報告書の新展開』同文舘出版、201-203頁。
- (2018)「KAM は何をもたらすのか:情報 特性を踏まえた導入時の課題」『企業会計』Vol.70、 No.4、18-26頁。
- 蟹江章 (2020)「KAM をめぐる三様監査の対応」『監 査研究』No.561、42-54頁。
- 企業会計審議会 (2018)「監査基準の改訂に関する意 見書」平成30年7月5日。
- 金融庁(2016)「『会計監査の在り方に関する懇談会』 の提言―会計監査の信頼性確保のために―」平成 28年3月8日。
- -----(2017)「「監査報告書の透明化」について」 平成29年6月26日。
- 佐久間義浩(2020)「監査上の主要な検討事項(KAM) に関する研究の動向」松本祥尚・町田祥弘・関口 智和編著『監査報告書論—KAM をめぐる日本および各国の対応—』中央経済社、301-320頁。
- 住田清芽(2018)「KAM 試行の結果からみるわが国 監査人・被監査会社への影響」『企業会計』 Vol.70、No.4、27-36頁。
- (2020)「米国における CAM と我が国における KAM の適用状況」『ディスクロージャー & IR』 Vol.14、44-53頁。

- 鳥羽至英·秋月信二·永見尊·福川裕徳(2015)『財 務諸表監査』国元書房。
- 日本公認会計士協会 [JICPA] (2017)「監査報告書の 透明化—KAM 試行の取りまとめ—」2017年11月 27日。
- -----(2019) 監査基準委員会報告書701「独立監 査人の監査報告書における監査上の主要な検討事 項の報告」2019年2月27日。
- 深井忠(2014)「監査報告書の改善を規律する論理」 井上善弘編著『監査報告書の新展開』同文館出版、 179-200頁。
- (2018)「KAM は監査報告書の情報有用性 に貢献するか」『企業会計』Vol.70、No.4、54-61 頁。
- 町田祥弘 (2019)「監査報告書の利用者は誰か」『会計・ 監査ジャーナル』日本公認会計士協会、No.762、 16-18頁。
- 一 (2020)「わが国における議論の経緯と改訂 内容」松本祥尚・町田祥弘・関口智和編著『監査 報告書論―KAM をめぐる日本および各国の対応 一 中央経済社、250-271頁。
- 松本祥尚 (2020) 「監査報告および監査報告書の理論」 松本祥尚・町田祥弘・関口智和編著『監査報告書 論一KAMをめぐる日本および各国の対応一』中 央経済社、2-19頁。
- 弥永真生(2018)「KAM の有用性―透明化・情報提供・ 動機づけ・ガバナンスー」『会計・監査ジャーナル』 日本公認会計士協会、No.756、37-40頁。
- Carson, E., N. L. Fargher, M. A. Geiger, C. S. Lennox, K. Raghunandan, and M. Willekens (2013) "Audit reporting for going-concern uncertainty: A research synthesis." *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.32, Supplement 1, pp.353–384.
- Christensen, B. E., S. M. Glover, and C. J. Wolfe (2014) "Do critical audit matter paragraphs in the audit report change nonprofessional investors' decision to invest?" Auditing: A Journal of Practice & Theory, Vol.33, No.4, pp.71-93.
- Church, B. K., S. M. Davis, and S. A. McCracken

- (2008) "The auditors' reporting model: A literature overview and research synthesis." *Accounting Horizons*, Vol.22, No.1, pp.69–90.
- Doty, J. R. (2013) Statement on proposed auditing standards regarding the auditor's report and the auditor's responsibilities regarding other information. August 13. PCAOB.
- IAASB (2013) Exposure draft, Reporting on audited financial statements: Proposed new and revised international standards on auditing (ISAs).
- ———— (2015) International standard on auditing 701, Communicating key audit matters in the independent auditor's report.
- IASB (2018) Conceptual framework for financial reporting 2018. March.
- Penman, S. H. (2016) "Conservatism as a defining principle for accounting." *The Japanese Accounting Review*, Vol.6, pp.1–16.
- Prasad, P. and P. Chand (2017) "The changing face of the auditor's report: Implications for suppliers and users of financial statements." *Australian Accounting Review*, Vol.27, No.4, pp.348–367.
- The Commission on Auditor's Responsibilities [CAR] (1978) Report, conclusions, and recommendations. (鳥羽至英訳 (1990) 『財務諸表監査の基本的枠組み』 白桃書房。)



Journal of Public and Private Management

Vol. 7, No. 5, March 2021, pp. 1-12 ISSN 2189-2490

Introducing KAM in Japan and new potentiality of audit reporting

Hiroshi Shuto

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

■ shuto@bunkyo.ac.jp

Recieved, 15, January, 2021

Abstract

In July 2018, the Business Accounting Council of Japan revised its auditing standards to require the inclusion of Key Audit Matters (KAM) in auditor's report. It is said that the introduction of KAM in auditor's report may bring about a paradigm shift in audit reporting.

The purpose of this paper is to explore what will be required in the future to increase the communicative value of audit reporting (auditor's report) by introducing KAM through the review of previous research on KAM. To reach the purpose, this paper examines the background of introducing KAM, the significance of KAM and expected effects, process for determining KAM and results of trial run of KAM communication by the Japanese Institute of Certified Public Accountants (IICPA).

Keywords: Key Audit Matters (KAM), auditor's report, the communicative value (the informational value)

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

1100 Namegaya, Chigasaki, Kanagawa 253-8550, JAPAN

Tel +81-467-53-2111. Fax +81-467-54-3734

http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/

経営論集 Vol.7, No.5

ISSN 2189-2490

2021年3月31日発行

発行者 文教大学経営学部 石塚 浩

編集 文教大学経営学部 研究推進委員会

編集長 森 一将

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

 $\mathtt{TEL} : 0467\text{--}53\text{--}2111 \quad \mathtt{FAX} : 0467\text{--}54\text{--}3734$

http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/